

## 法人税、住民税及び事業税の基礎知識 ② 財務会計と税務計算の関係

### はじめに

先月から、皆様にご存知であったり、法人税、住民税及び事業税の基礎知識について記載しています。第2回目の今回は財務会計と税務計算の関係についてです。

### 1. 財務会計、税務計算の目的

#### ① 財務会計の目的

財務会計の目的は、会社等の一定時点の財政状態及び一定期間における経営成績を表すことです。一定時点すなわち、決算日現在の財政状態を表すのが、『貸借対照表』であり、一定期間すなわち、一事業年度の経営成績を表すのが『損益計算書』です。

#### ② 税務計算の目的

税務計算の目的は、財務会計で計算した当期純利益をベースとして『課税所得』を計算し、その課税所得をもとに法人税額ひいては事業税額、住民税額(県民税・市民税)を計算することにあります。

### 2. 財務会計と税務計算における概念の関係

財務会計では、完成工事高等の売上高や受取利息、雑収入などの『収益』から、完成工事原価等の売上原価や、販売費及び一般管理費、並びに支払利息、雑損失などの『費用または損失』を差引くことにより、最終的に『当期純利益』を計算します。

一方、税務計算では、『益金』から『損金』を差引いて、『課税所得』を計算します。

この、財務会計における『収益』『費用・損失』『利益』と税務会計における『益金』『損金』『所得』とは、似て非なる関係にあります。これを図示すると、以下のような関係になります。

財務会計		税務
収益	≠	益金
—		—
費用・損失	≠	損金
=		=
利益	≠	所得

### 3. 課税所得の計算

課税所得の計算は、法人税申告書の別表四において行われます。別表四では、当期純利益の金額をスタートラインとして、① 財務会計上の『費用・損失』であるが税務計算上の『損金』とならないもの、および、② 財務会計上は『収益』とならないが、税務会計上『益金』となるものを『加算』し、③ 財務会計上は『収益』であるが、税務計算上は『益金』とならないもの、および、④ 財務会計上は『費用・損失』ではないが、税務会計上は『損金』に算入されるものを『減算』することにより、『課税所得』を算出します。

①から④に記載した、各項目のことを一般に『申告調整項目』とか、『加減算項目』といいます。

以下に、別表四の簡単な例を示します。

区分	総額
当期純利益	6,200
加算項目	
損金計上納税充当金	5,590
交際費損金不算入	800
減価償却超過	1,300
貸倒引当金繰入限度超過	250
加算計	7,940
減算項目	
受取配当金益金不算入	460
納税充当金支出事業税	1,500
貸倒引当金限度超過認容	180
減算計	2,140
課税所得	12,000

### 4. 申告調整項目の属性分類

申告調整項目は、その属性により以下のように分類されます。

#### ① 一時差異(Timing difference)

収益と益金、または、費用・損失と損金との差異が、計上すべきタイミングの相違によるものです。

#### ② 永久差異(Permanent difference)

収益と益金、または、費用・損失と損金との差異が永久に解消されないもので、受取配当金の益金不算入、交際費の損金不算入、寄付金の損金不算入などがあります。これらの項目以外はほとんどが一時差異になります。